

# 議案第1号

## 再審査の申立てについて（水道局関係）

次のとおり労使関係に関する労働協約の一部改正の申入れ等に係る不当労働行為救済申立事件について再審査を申し立てる。

当事者及び名	事件概要
1 申立人 大阪市 被申立人 大阪市水道労働組合 2 中央労働委員会 不当労働行為救済再審査申立事件	本市が被申立人に対し、大阪市労使関係に関する条例の施行に伴い、平成24年11月20日に本市と被申立人との間の労使関係に関する労働協約（以下「本件労働協約」という。）の一部改正の申入れ（以下「本件申入れ」という。）及び本件労働協約に関するガイドライン（以下「本件ガイドライン」という。）の廃止の通告（以下「本件廃止通告」という。）を行ったことは、被申立人の運営を支配し、又はこれに介入する不当労働行為であるとともに、本市が本件労働協約の改定に関する団体交渉を誠実に行わなかったこと（以下「本件不誠実交渉」という。）は、使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒む不当労働行為であるとして、被申立人が本市に対し、本件申入れ及び本件廃止通告（以下「本件申入れ等」という。）の撤回、本件労働協約及び本件ガイドライン（以下「本件労働協約等」という。）を有効なものとして取り扱うこと、本件労働協約等の改定に関する団体交渉に誠実に応じること及び本件不誠実交渉に関する謝罪文を掲示することを求めていた不当労働行為救済申立事件において、平成27年1月21日に、本市に対し、本件申入れ等及び平成24年12月17日に本市が被申立人に対して行った本件労働協約を廃止し新たな労働協約を締結することを提案する旨の通知（以下「本件提案通知」という。）がなかったものとして取り扱い、今後本件申入れ等、本件提案通知及び本件不誠実交渉のような不当労働行為を繰り返さないようにすることを約する文書を被申立人に速やかに手交すべき旨の命令があり、同命令に不服があるので再審査の申立てを行うもの

平成27年 1 月30日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

労使関係に関する労働協約の一部改正の申入れ等に係る不当労働行為救済申立事件の再審査を申し立てるため、この案を提出する次第である。